



福岡医発第 1483 号 (地)

平成 30 年 8 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

がん検診の適切な実施体制について

さて、厚生労働省は、科学的根拠に基づくがん検診を適切な精度管理の下で実施する上で必要な事項として、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（以下、「指針」）について」（平成 20 年 3 月 31 日付健発第 0331058 号厚生労働省健康局長通知）において指針を示しており、平成 28 年 4 月 1 日から適用される同指針の一部改正については、平成 28 年 2 月 8 日付福岡医発第 2939 号（地）にて通知いたしました。

本件は、先般、肺がん検診について、市区町村で実施するがん検診の受託検診実施機関において、がんが疑われる陰影を見落とした事案が発生しており、改めて、適切な精度管理の下でのがん検診の実施を徹底するため、厚生労働省より各都道府県に対して、下記の点を市町村へ周知徹底するようお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、市区町村からがん検診を委託される検診実施機関等への周知についても協力が求められていることから、貴会会員における検診実施機関への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 肺がん検診における胸部エックス線検査の読影体制については、指針において、「胸部エックス線写真については、2 名以上の医師（このうち 1 名は、十分な経験を有すること。）が読影する。またその結果によっては、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影することが望ましい。」としているため、これに基づいてがん検診を実施すること。
- 2 指針には、がん検診の事業評価は、「技術・体制的指標」と「プロセス指標」による評価を徹底することが適当であるとまとめられており、「技術・体制的指標」として、「事業評価のためのチェックリスト」及び「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」が示されていることから、がん検診を実施する際には、これらに基づいた精度管理を行うこと。

- 3 特に、がん検診を検診実施機関に委託する際には、検診実施機関の質を担保する観点から、仕様書等の内容に基づいて適切に検診実施機関を選定すること。

以上

30 疾病第1614号

平成30年8月10日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課)



がん検診の適切な実施体制について

日頃から本県の保健医療行政の推進にあたりましては、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、別添のとおり厚生労働省健康局がん・疾病対策課長から連絡がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、会員の検診実施機関等への周知について御協力をお願いいたします。



健 発 0727 第 1 号
平成 30 年 7 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

がん検診の適切な実施体制について

がんの死亡率の減少を図る上では、がん検診により、がんを早期に発見し、早期治療につなげていくことが重要である。このため、科学的根拠に基づくがん検診を適切な精度管理の下で実施する上で必要な事項として、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）において、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「指針」という。）を示しており、昨年にも、当職より「がん検診の適切な実施について」（平成29年9月15日付け健発0915第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）を発出するなど、周知徹底を依頼しているところである。

しかしながら、先般、肺がん検診について、市区町村で実施するがん検診の受託検診実施機関においてがんが疑われる陰影を見落とした事案が発生した。

ついては、改めて、適切な精度管理の下でがん検診が行われることを徹底すべく、貴管下の市区町村に対し、下記の点について、周知徹底をお願いする。また、関係団体、特に市区町村からがん検診を委託される検診実施機関等への周知についても、ご協力をお願いする。

記

- 1 肺がん検診における胸部エックス線検査の読影体制については、指針において、「胸部エックス線写真については、2名以上の医師（このうち1名は、十分な経験を有すること。）が読影する。またその結果によっては、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影することが望ましい。」としているため、これに基づいてがん検診を実施すること。
- 2 指針には、がん検診の事業評価は、「技術・体制的指標」と「プロセス指標」による評価を徹底することが適当であるとまとめられており、「技術・

体制的指標」として、「事業評価のためのチェックリスト」及び「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」が示されていることから、がん検診を実施する際には、これらに基づいた精度管理を行うこと。

- 3 特に、がん検診を検診実施機関に委託する際には、検診実施機関の質を担保する観点から、仕様書等の内容に基づいて適切に検診実施機関を選定すること。